

誤発注の再発防止に向けた適切な受発注管理のあり方等について

平成 18 年 3 月 16 日

日本証券業協会

1. 検討の経緯

(1) 株式の注文管理・リスク管理体制の整備に関するワーキングの設置

本協会では、昨年 12 月、ジェイコム株式の誤発注問題受け、このような大規模誤発注を未然に回避し、実際に発生してしまった場合の適切な対応方法を検討するために、本協会の自主規制会議及び戦略会議の下部機関として「株式の注文管理・リスク管理体制の整備に関するワーキング」を設置し、必要な対応策について検討を行ってきた。

(2) 中間報告の取りまとめ

本ワーキングでは、誤発注の再発防止のために協会員が早急に対応すべき事項を定めた自主ルールを作成するとともに、各証券取引所に対する誤発注抑止機能の設定や適切な情報開示などの要望を行うこととし、これを『中間整理』として取りまとめた。

2. 中間整理の概要

(1) 「会員における注文管理体制の整備について」(理事会決議)の制定

① 誤発注防止のための社内規則の制定等を義務付け

i リテール取引における買付代金及び売付有価証券の前受けの履行(受注内容との突合などを実施)

ii 注文受注時における確認体制の整備

顧客から受託した注文内容等に誤りがないかどうかを確認する体制の構築

iii 注文制限の設定

一定の規模を超える注文は、発注を不可とする制限(ハードリミット)

一定の規模を超える注文は、管理者の承認を必要とする制限(ソフトリミット)

(注) 具体的な制限(売買代金、上場株式数等)については、各社が設定。

iv これらの対応をシステム化する措置

v 注文制限の解除承認を行う管理者等の設置

② 適切な人員配置及び研修の実施

各社における誤発注防止に係る社内規則が確実に履行されるために、

業務に携わる役職員の業務適性の確認やそれに基づく人員配置及び業務の認識を深めるための研修を適切に行う。

- ③ 社内ルール of 検査・監査体制 of 構築 等
社内規則が適切に履行される体制 of 確保と定期的な検査を義務付ける。

(2) 証券取引所に対する要請事項

- ① システムへの誤発注抑止機能 of 設定
 - i 明らかに誤発注と認められる注文（当該銘柄 of 上場株式数 of 30% 超）を受け付けない対応。
 - ii 誤発注 of 疑いがある注文（当該銘柄 of 上場株式数 of 5% 超）は、注文内容を証券会社に確認 of うえ、誤発注である場合には約定を一時中断させる対応。
 - iii 誤発注を行った証券会社から要請があった場合で、注文状況を勘案上、必要と認められる場合には、注文 of 取消しが完了するまで約定を一時中断する対応。
 - iv 新規上場日における初値決定までの間、公募価格 of 一定割合を上回る（下回る）価格での注文を受け付けない対応。
- ② 誤発注 of 開示に関する要望
 - i 約定を一時中断した場合や一定規模以上の誤発注が発生した場合には、証券取引所において、当該事実を遅滞なく開示する対応。
(注) 一定規模以上の誤発注とは、約定を一時中断した場合又は1回 of 注文 of 数量が当該銘柄 of 上場株式数 of 5% を超える注文について、当該誤発注により約定した売買高が当該銘柄 of 上場株式数 of 5% を超える場合又は当該誤発注により約定した価格が直前 of 約定価格 of 上下7% を超えて変動した場合等を想定
 - ii 誤発注を行った証券会社 of 情報開示について取引所規則で手当てする対応。
- ③ 売買単位 of 統一等に関する要望
 - i 複数の売買単位（9種類）が存在するため、誤発注 of 原因にもなることから、上場銘柄 of 売買単位を統一する対応。
 - ii 極端に株価 of 高い銘柄がある一方で、株価が極端に低い銘柄があることから、売買単位 of 統一に加え、投資家が投資し易く分かり易い株価 of あり方について検討を行い、株価を一定 of レンジに収斂させる対応。

3. 今後のスケジュール

- (1) 規則制定及び要望

15日に中間整理を公表の上、パブリックコメントを一ヶ月間募集予定。4月の自主規制会議で決議後、協会員におけるシステム対応などを考慮の上、実施予定。

(2) WGの今後の予定

海外証券市場における誤発注の場合の約定取消し等に関する調査結果を踏まえ、我が国における約定取消しの取扱い等について引き続き検討を行い、出来るだけ早期に最終報告を取りまとめる予定。

4. 「証券市場基盤整備基金」の設置等について

(1) ジェイコム株式の誤発注問題に関して発生した会員の利益に関しては、1月17日の本協会証券戦略会議において、会員による自主的な利益の返上・拠出をするための措置として、「証券市場基盤整備基金の設置について」（理事会決議）を定め、本協会に同基金を設置。

(2) 同基金への拠出の申し出は2月10日まで行われたが、その結果、50社からの申し出があり、合計で209億2355万円の申し出総額となった。

(3) 同基金は、運営審議会の諮問を受け、会員・証券取引所のオペレーションリスクの回避や大規模システム障害の未然防止、BCPのための基盤整備等の事業資金等に充当される予定。

以 上